

令和5（2023）年度第4回 栃木県地域医療対策協議会	資料1-1
令和6（2024）年3月12日（火）	

令和7年度臨床研修 募集定員の配分 （案）

栃木県保健福祉部医療政策課
とちぎ地域医療支援センター

臨床研修病院の募集定員の設定

1. 各臨床研修病院の募集定員の設定

国から示される都道府県ごとの募集定員の上限数の範囲内において、地域医療対策協議会の意見を踏まえて、都道府県が配分を決定する

2. 令和7年度の状況

- ① 国が設定する栃木県の募集定員上限：192名
- ② 各臨床研修病院の希望募集定員：201名 ⇒ 希望定員に対して9名の不足

《参考：近年の状況》

研修開始年度	R3	R4	R5	R6	R7
① 国が設定する募集定員上限	208	193	199	198	192
② 県内病院の希望募集定員	190	192	205	204	201
③ 不足数 (① - ②)	-	-	▲6	▲6	▲9
④ 採用実績 ※R6は採用予定者数	161	161	166	162	-
⑤ 残数 (県内定員数 - 採用実績)	29	31	33	36	-

- 令和5年度研修開始分から「募集定員上限 < 希望募集定員」となり、県において配分調整を行う必要が生じている状態が続いている。
- 令和7年度に研修を開始する臨床研修病院の募集定員については、令和5、6年度開始分配分時に決定した配分ルール（採用実績への配慮、医師派遣状況への配慮）に加えて、更なる調整配分のルールについても検討の上、所要の調整配分を行う。

令和7年度の各都道府県の募集定員上限の算出方法

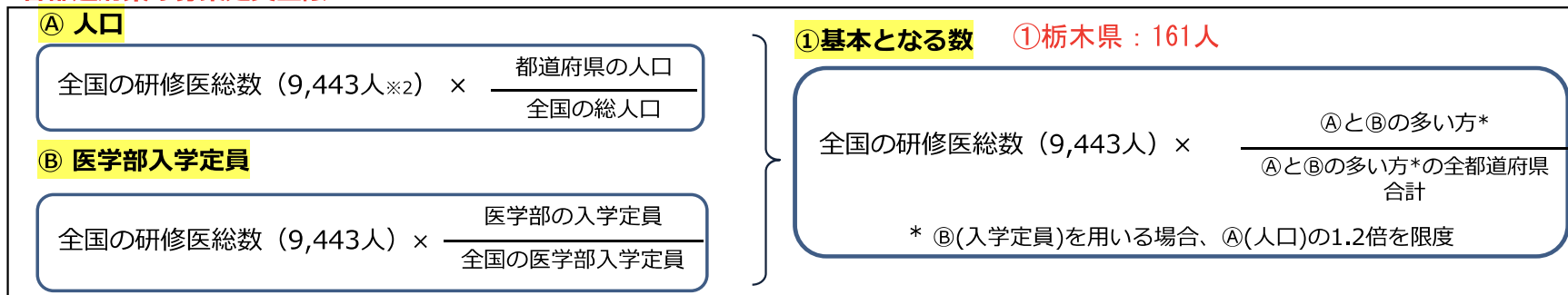
令和5年12月1日
第4回医道審議会医師分科会
医師臨床研修部会資料2-1《一部抜粋》
※栃木県一部改編

■全国の募集定員上限（11,067人）

研修希望者数（推計）（10,540人）× 1.05 ※1

※1 令和7年度までに段階的に1.05まで縮小

■各都道府県の募集定員上限



※2 研修医総数（推計）は、研修希望者数（推計）に、過去3年間の研修希望者数に対する採用人数の割合を乗じた数

+ ②地域枠による加算 ②栃木県：17人

地域枠入学者数 × 1.05 ※1

+ ③地理的条件等による加算

- (1)100km²当たり医師数※3
- (2)離島の人口※4
- (3)医師少数区域の人口※5
- (4)都道府県間の医師偏在状況※6

※3 100km²当たりの医師数が、全国平均よりも少ない都道府県は①×0.07、30未満の都道府県は①×0.1を加算
 ※4 ①× 離島人口×3/当該都道府県の人口 を加算
 ※5 ③(2)までを配分した後の未配分の数×「当該都道府県の医師少数区域の人口/全国の総人口」を加算
 ※6 ③(3)までを配分した後の未配分の数、都道府県間の医師偏在状況（医師偏在指数）に応じて按分した数を加算

③栃木県：12人

- (1)12人
- (2)0人
- (3)0人
- (4)0人

+ ④激変緩和措置(直近の採用人数保障) ④栃木県：0人

・ ①～③の合計（「仮上限」）が、直近（令和5年度）の採用人数よりも少ない都道府県は、令和5年度の採用人数と「令和6年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を当該都道府県の募集定員上限とする

・ 上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和5年度採用数）}}{\text{各都道府県の（「仮上限」 - 令和5年度採用数）の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
 ただし、「令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」は、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

+ ⑤募集定員上限の減少率が、過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のものを上回る場合の加算 ※上記11,067人に別途加算するもの

・ ①～④の結果、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%（過去3年間の全国の募集定員上限の減少率のうち最大のもの）を上回る都道府県（令和6年度の募集定員上限を全て病院に配分しており、かつ、④による加算の対象ではない都道府県に限る）に対して、令和6年度の募集定員上限からの減少率が3.2%となるまで加算

⑤栃木県：2人

（注）令和7年度からは、各病院の募集定員を2人以上とするための加算は、当該都道府県の募集定員上限の範囲内で行うよう改めることとする。

令和7年度の募集定員の配分調整（案）

3. 令和7年度募集定員の配分調整（案）

《基本的な考え方》

- 令和6年度募集定員の配分調整に加えて、調整配分の手順を追加（（2）③までは基本的に変更なし）

(1) 基本配分

- 各病院の直近3か年の採用実績の最大値を各病院の基本定員（=A）とする
- 各病院のAの値の合計（=A'）が、国が算出した基本数（基本となる数と地域枠加算数の合計値=B）を超える場合には、各病院のAの値を調整する（按分調整値 $C=A \times B / A'$ ）
- 按分調整値Cと各病院の希望定員数（=D）とを比較し、少ない方の値を各病院の募集定員案（=E）とする
- 上記の配分数が20名以上の病院に対して、小児科研修プログラム2名分及び産科研修プログラム2名分を加算（=F）する

(2) 調整配分 ※基本配分数[G]が、希望定員[D]に満たない病院に対して、次の手順により希望定員[D]を上限として調整配分を実施

- 研修環境への配慮[H]
 - 令和6年度に引き続き、各病院における研修医募集及び研修環境の向上に資することを目的として、4名以上の募集定員の希望があった場合、当該値[4名]に達するまで募集定員を配分する
 - ※ただし、令和8年度以降の配分に当たっては、採用実績も踏まえた上で、定員の下限配分数について改めて整理・検討
- 直近3か年の採用実績への配慮[I]
 - 採用実績
 - 基本配分数[G]が、基本定員[A]の値に満たない病院に対して、当該値[A]に達するまで募集定員を配分する
 - 増員希望
 - 前年度に募集定員の増員がなく、直近3か年の採用実績がフルマッチしている病院から募集定員の増員希望があった場合、1名を配分する
- 医師派遣状況への配慮[J]
 - 2-②までに配分した定員数が、希望する募集定員に満たない病院であって、かつ、常勤の医師派遣数が20名以上の病院に2名を配分する

令和7年度の募集定員の配分調整（案）

3. 令和7年度募集定員の配分調整（案）

《基本的な考え方》

- 令和6年度募集定員の配分調整に加えて、調整配分の手順を追加（（2）③までは基本的に変更なし）

(2) 調整配分 ※基本配分数[G]が、希望定員[D]に満たない病院に対して、次の手順により希望定員[D]を上限として調整配分を実施

④ 激変緩和措置[K]

2 – ③までに配分した定員数が、希望する募集定員に満たない場合であって、かつ、前年度の募集定員数との差が3以上の病院に対して、差が2以内となるよう配分する

⑤ その他[L]

ア 増員希望

- 前年度に募集定員の増員を行った病院で、かつ直近3か年の採用実績がフルマッチしている病院から募集定員の増員希望があった場合、1名を配分する

イ 増員希望

- 過去3か年の採用実績、内定者数を考慮し配分する

令和7年度臨床研修募集定員の配分案

病院名	令和7年度募集定員の配分																			希望定員数との差(参考)			
	R6年度募集定員数(参考)	R7年度希望定員数(※1)	基本定員(※2)										基本配分数(E+F)	調整配分数					R7募集定員【算定結果】(G+K)				
			直近3か年の採用実績の最大値 A	R4年度採用実績	R5年度採用実績	R6年度採用実績(内定者数)	基本数+地域枠加算数(※3) B	按分計算 A<Bのため C=A C	R7年度希望定員数(小児科・産科除く) D	募集定員案 CとDを比較して少ない方の値 E	小児科・産科研修プログラム加算 F	研修環境への配慮(※4) H		過去3か年の採用実績への配慮 ①採用実績(※5) I	過去3か年の採用実績への配慮 ②増員希望(※6) I	医師派遣状況への配慮(※7) J	激変緩和措置(※8) K	その他(※9) L			調整配分数 sum(H:J) M		
上都賀総合病院	4	5	5	5	3	3	-	5	5	5	-	5							5				
済生会宇都宮病院	13	14	13	12	12	13	-	13	14	13	-	13							1	1	14		
自治医科大学附属病院(基本)	58	55	54	46	54	50	-	54	55	54	-	54					1			1	55		
自治医科大学附属病院(小児科)	2	2	-	1		1	-	-	-	-	2	2									2		
自治医科大学附属病院(産科)	2	2	-		2		-	-	-	-	2	2									2		
獨協医科大学病院(基本)	54	55	48	48	45	46	-	48	55	48	-	48					2	2	1	5	53	▲2	
獨協医科大学病院(小児科)	2	2	-	2		2	-	-	-	-	2	2									2		
獨協医科大学病院(産科)	2	2	-	1	1	1	-	-	-	-	2	2									2		
とちぎメディカルセンターしもつが	4	4	3	3	2	3	-	3	4	3	-	3	1								1	4	
足利赤十字病院	12	13	12	11	12	12	-	12	13	12	-	12				1					1	13	
佐野厚生総合病院	6	6	6	6	6	6	-	6	6	6	-	6									6		
国際医療福祉大学病院(基本)	21	21	19	14	19	10	-	19	21	19	-	19									19	▲2	
国際医療福祉大学病院(小児科)	2	2	-				-	-	-	-		0									0	▲2	
国際医療福祉大学病院(産科)	2	2	-				-	-	-	-		0									0	▲2	
那須赤十字病院	5	7	5	5	5	5	-	5	7	5	-	5			1						1	6	▲1
芳賀赤十字病院	5	5	5	5	3	5	-	5	5	5	-	5									5		
新小山市民病院	4	4	4	2	2	4	-	4	4	4	-	4									4		
計	198	201	174	161	166	161	178	174	189	174	8	182	1	0	2	3	2	2	10	192	▲9		

11

※1 小児科プログラム・産科プログラムの希望定員数については、希望定員数が20人以上の場合に、一律に2人として整理している。

配分可能数	10
-------	----

※2 小児科プログラム及び産科プログラムの採用実績は、基本定員の算定に含まない。

※3 令和7年度の都道府県別募集定員の上限算出に当たり、厚生労働省が算出した基本数(人口又は医学部入学定員に応じた配分)161人と地域枠による加算17人を合計した数。

※4 希望する募集定員(D)が4名以上であって、かつ基本配分数(G)が4名に満たない病院に対して、4名に達するまで募集定員を配分する。

※5 基本配分数(G)が希望定員数(D)に満たない病院に対して、当該値(A)の値に達するまで募集定員を配分する。

※6 直近3か年の採用実績が募集定員をすべて満たしている病院から募集定員の増員希望があった場合、1名を配分する。(前年度募集定員における増員がない場合)

※7 上記「※6」までに算定した配分数が希望する募集定員に満たない病院であって、かつ令和4年11月時点における常勤の派遣医師数が20人以上の病院に2名を配分する。

※8 上記「※7」までに算定した配分数が希望する募集定員に満たない病院であって、かつ前年度募集定員数との差が3以上の病院に、差が2以内となるよう配分する。

※9 上記「※8」までに算定した配分数が希望する募集定員に満たない病院に対して、過去3か年の採用実績、内定者数を考慮し配分する。